



くらしに関わる税金③ 相続税の改正

今国会で相続税の改正が決められました。2015年1月1日以後の相続について、相続税の基礎控除が引下げられます。そのため、現在4%程度である相続税課税対象者が、今後は大幅に増えるといわれています。私たちにとっても、相続税が他人事ではなくなりそうです。

相続税は、亡くなった人の財産すべてにかかるわけではありません。相続や遺贈によって取得した財産等（現金・家屋・土地・証券など）が、基礎控除額を超える場合に、その超える部分に課税されます。

つまり、相続財産が基礎控除額以下の場合、相続税はかかりません。

基礎控除額 **現在** 5千万円+1千万円×法定相続人の数

2015年1月より 3千万円+6百万円×法定相続人の数

更に、税率も変わります。

では、課税される場合、相続税額はいくらぐらいになるのでしょうか？



法定相続分どおりに相続を行った場合の相続税額（単位：万円 1万円未満四捨五入）

法定相続人	配偶者と子1人		配偶者と子2人		子1人		子2人	
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
基礎控除額	7,000万円	4,200万円	8,000万円	4,800万円	6,000万円	3,600万円	7,000万円	4,200万円
課税価額								
3,600万円	0	0	0	0	0	0	0	0
3,700万円	0	0	0	0	0	10	0	0
4,300万円	0	5	0	0	0	70	0	10
4,900万円	0	35	0	5	0	145	0	70
5,000万円	0	40	0	10	0	160	0	80
8,000万円	50	235	0	175	250	680	100	470
1億円	175	385	100	315	600	1,220	350	770

法定相続分の主な例

相続人；配偶者と子の場合、

配偶者が2分の1、

子が2分の1（人数分に分ける）



相続人；子のみの場合、子の人数分に分ける

配偶者の税額軽減（配偶者控除）・・・配偶者が遺産

分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

法定相続分に 応ずる取得金額	改正前		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
3億円以下			45%	2,700万円
6億円以下	3億円超	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

お宅の相続税はいくらぐらいになりそうですか？

持ち家の方は、自宅も相続財産に含まれるため、相続税納税対象者になる可能性が高いですね。

LPAは組合員の「くらしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部内 LPA活動事務局

TEL：092-947-9003 FAX：092-947-9192